

県民意見の募集について

計画等の案の名称	第6次静岡県防犯まちづくり行動計画
意見募集の趣旨	<p>「静岡県防犯まちづくり行動計画」とは、犯罪の起きにくい社会づくりのために県が行うべき具体的施策及び数値目標等をまとめたものです。</p> <p>現行動計画の目標年度が令和7年度（2025年度）であることから、これまでの施策の検証と今後の課題について検討し、防犯まちづくり・交通安全庁内推進本部において審議し、策定しました。</p> <p>県民の皆様の意見を適切に反映し、より実効性の高い計画とするため、この計画案について、県民の皆様から広く意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和7年12月19日（金）から令和8年1月16日（金）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送（締切日当日消印有効）、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>①持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁西館6階） 静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課くらし安全班</p> <p>② ファクシミリの場合 054-221-5516</p> <p>③ 電子メールの場合 kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課くらし安全班 電話番号054-221-3714
備考	<p>いただいた意見に対する県の考え方は、類似する意見をまとめた上で県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して直接回答はいたしませんので御了承ください。</p> <p>電話での御意見は御遠慮いただくようお願いいたします。</p> <p>パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。</p>